

議第 46 号

令和 8 年度下呂市水道事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 8 年度下呂市一般会計は、次のとおり令和 8 年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 166,935 千円

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

料金収入等の全ての収入を充てても不足する簡易水道事業債元利償還金及び建設改良費に対し、繰出基準を超えて繰出することについて議決を求めるもの。